

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上し、取得原価が不明なものは、原則として再調達価格とします。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価格1円としています。なお、物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、取得価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に、その取得価格を資産として計上しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

ア 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

イ 市場価格がない有価証券等

取得原価により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算定しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 徴収不能引当金

長期延滞債権の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損額により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

イ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

ウ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち白山市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

ただし、リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

なお、現金には出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

イ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計、墓地公苑特別会計、下水道事業会計のうち地域下水道事業に係る分

なお、普通会計には介護事業特別会計の一部の加算及び、介護サービス事業分の一般会計から介護事業特別会計への振替があるため、普通会計の決算情報とは一致しません。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。また、企業会計方式を採用している会計では、出納整理期間がなく 3 月末日現在での計数としています。

(3) 財務書類の表示金額単位

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

(3) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	11.0 %	120.3%

(5) 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
繰越明許費（一般会計）	3,506 百万円

(6) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産の範囲は、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産としています。今年度は、該当する資産はありません。

(7) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

52,650 百万円

(8) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

将来負担額	122,588 百万円
〔内訳〕 地方債残高	85,180 百万円
債務負担行為支出予定額	225 百万円
公営事業地方債負担見込額	22,379 百万円
一部事務組合等地方債負担見込額	8,009 百万円
退職手当負担見込額	5,642 百万円
第三セクター等債務負担見込額	1,153 百万円
連結実質赤字額	0 百万円
一部事務組合等実質赤字負担額	0 百万円
基金等将来負担軽減資産	91,116 百万円
〔内訳〕 地方債償還額等充当基金残高	7,856 百万円
地方債償還額等充当歳入見込額	9,469 百万円
地方債償還額等充当交付税見込額	73,791 百万円
（差引）将来負担すべき実質的な負債	31,472 百万円

(9) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(10) 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息除く）	4,748 百万円
投資活動収支	△5,265 百万円
<u>基礎的財政収支</u>	<u>517 百万円</u>

(11) 既存の決算情報との関連性

ア 地方自治法第 233 条の規定に基づく決算情報との関連性

ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

(12) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	4,437 百万円
減価償却費	△7,091 百万円
賞与等引当金の増減額	△56 百万円
徴収不能引当金の増減額	2 百万円
退職手当引当金の増減額	279 百万円
未収金の増減額	46 百万円
長期延滞債権の増減額	△30 百万円
固定資産除売却損益	25 百万円
棚卸資産の増減額	2 百万円
投資的国県等補助金収入	2,925 百万円
その他の資産・負債の増減額	591 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	1,130 百万円

(13) 一時借入金の状況

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	9,000 百万円
一時借入金に係る利子額	0.02 百万円